

学術総会発表「発明の新規性喪失の例外規定の適用」を受ける手続き
－特許法第30条改正に伴う手続き変更のお知らせ－

本学会は特許法第30条に定める「特許庁長官が指定する学術団体」に指定されておりましたが、平成23年特許法第30条の改正により、平成24年4月1日以降の出願から、特許庁長官の指定のない学術団体が開催する学会で発表した発明も、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象になりました（ただし、この規定の適用を受けるためには所定の手続きが必要です）。

この「発明の新規性喪失の例外規定の適用」を受けるための手続きにつきましては、特許庁ホームページをご覧ください。

平成23年改正法対応「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引」
http://www.jpo.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/pdf/hatumei_reigai/tebiki.pdf